

国補助金上乘せ支援

瀬戸市コロナ克服事業者応援補助金 交付申請要領

- | | |
|------------|---|
| ○交付申請締切 | 国補助金の交付決定日から14日以内または
令和4年12月28日（水）の <u>いずれか早い日</u> |
| ○補助事業実施期間 | 国補助金の交付決定日から令和5年2月28日（火） |
| ○実績報告書提出期限 | 補助事業完了から30日以内または
令和5年3月10日（金）の <u>いずれか早い日</u> |

※いずれも必着となります。

交付金の“振り込め詐欺”“個人・企業情報の搾取”にご注意ください。

- 市町村などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村などが、「瀬戸市コロナ克服事業者応援補助金」を交付するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村などが銀行口座の番号などの企業・個人情報に照会することは、絶対にありません。

◆お問い合わせ

瀬戸市地域振興部 産業政策課

瀬戸市コロナ克服事業者応援補助金担当

TEL 0561-88-2651 / メール sangyo@city.seto.lg.jp

対応時間 平日8時30分～17時15分（平日のみ）

令和4年3月

瀬戸市

第 I 部 補助の要件及び交付額

1 補助対象となる事業者

本補助金の対象となる事業者は、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化への対応及び持続可能な経営形態の構築を図ることを目的として、瀬戸市内で国補助金を活用した果敢な取り組みを行う中小企業者で、下記（１）から（６）に該当することが必要です。

- （１）瀬戸市内に事業所が所在していること。
- （２）瀬戸市内の中小企業者（中小企業基本法第 2 条第 1 項）で、国が令和 3 年度補正予算で実施する下記 2 項に記載された補助金（以下、国補助金）の交付決定を受け、瀬戸市内で補助事業を実施する事業者であること。
- （３）誓約書に記載されている事項の誓約をしていること。
- （４）市税の滞納がないこと。
- （５）補助金の受給後、瀬戸市からの求めがあった場合、補助事業実施の効果等について現地調査等ヒアリングに応じること。
- （６）交付請求日において倒産・廃業していないこと。

過去に国補助金を受給した事業、令和 4 年 3 月時点で交付決定を受けて実施している事業は対象外です。

2 対象となる事業

本補助金の対象となる事業は、国が**令和 3 年度補正予算で実施する**下記の国補助金を活用して取り組む事業です。

国補助金名称	申請類型	
事業再構築補助金	最低賃金枠	
	回復・再生応援枠	
	通常枠	
	大規模賃金引上げ枠	
	グリーン成長枠	
ものづくり・商業・サービス補助金	通常枠	
	回復型賃上げ雇用拡大枠	
	デジタル枠	
	グリーン枠	
持続化補助金	通常枠	
	成長・分配強化枠	
	新陳代謝枠	
	インボイス枠	
IT 導入補助金	デジタル化基盤導入類型	IT ツール
		PC 等
		レジ等
事業承継・引継ぎ補助金	創業支援型	
	経営者交代型	
	M&A 型	
	専門家活用型	
	廃業・再チャレンジ支援型	

※国の補助金の公募要領、交付規定により変更となる場合があります。

※事業再構築補助金公募要領に定義されている中堅企業は対象となりません。

※複数社で連携して行う事業は対象となりません。

3 補助事業の実施期間

上記2項の事業について、国の交付決定後に着手（契約または発注）し、令和5年2月28日までに完了（納品・検収・支払い）するものが補助対象です。

4 対象となる補助経費

(1) 補助対象となる経費は、国補助金公募要領及び交付規定に定められたものの中で、次の条件Ⅰ～Ⅵをすべて満たす経費となります。ただし、(2)に該当する経費は対象となりません。

- Ⅰ 国補助金の交付決定を受けた補助対象経費であること。
- Ⅱ 瀬戸市内で実施する補助事業に係る経費であること。
- Ⅲ 使用目的が補助事業に必要なものと明確に特定できる経費
- Ⅳ 国の交付決定通知日以降に契約し令和5年2月28日までに納品、検収、支払が完了した経費
- Ⅴ 証拠書類等によって支払金額が確認できる経費
- Ⅵ 申請する対象経費の具体的内容（内訳と数量等）が明確になっていること

(2) 補助対象とならない経費

上記(1)に該当する経費においても、次に該当する経費は対象になりません。

- 1) 補助事業の目的に合致しないもの
- 2) 必要な経費書類（契約、支払が分かる書類及び対象経費の具体的内容（内訳と数量等）を示す書類）を用意できないもの
- 3) 私的経費と合わせて購入したもの
- 4) 補助事業の実施期間外に契約や支払いを行ったもの
- 5) オークションによる購入
- 6) 金融機関などへの振込手数料、代引手数料等の各種手数料
- 7) 各種保証・保険料
- 8) 商品券・金券の購入、クーポン・ポイント・金券・商品券での支払い分
- 9) 購入額の一部又は全額に相当する金額を申請者へ払い戻す（ポイント・クーポン等の発行を含む）ことで、購入額を証明する証拠書類に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの

(3) 補助対象経費の支払方法について

- ・ 補助対象経費の支払方法は原則として銀行振込で行ってください。
- ・ 補助金執行の適正確保のため、現金決済のみの取引（代金引換限定のサービス等）を除き、1取引10万円超（税抜き）の現金払いは認められません。
- ・ 1取引の額に依らず、手形、小切手等による支払は認められません。
- ・ 印紙税法で規定されている収入印紙がない領収書の写しは無効です。

5 補助額

補助対象経費に国補助金の補助率を乗じた額（千円未満切捨て・国補助金の上限額に達した場合はその額）に補助率を乗じた額（千円未満切捨て）とする。

補助対象経費	×	国補助率	×	市補助率	=	補助額
		(千円未満切捨て・国補助金の 上限額に達した場合はその額)				(千円未満切捨て)

6 補助率及び補助上限額

下表に示す補助率及び補助上限額となります。**1事業者1回を限度とします。**

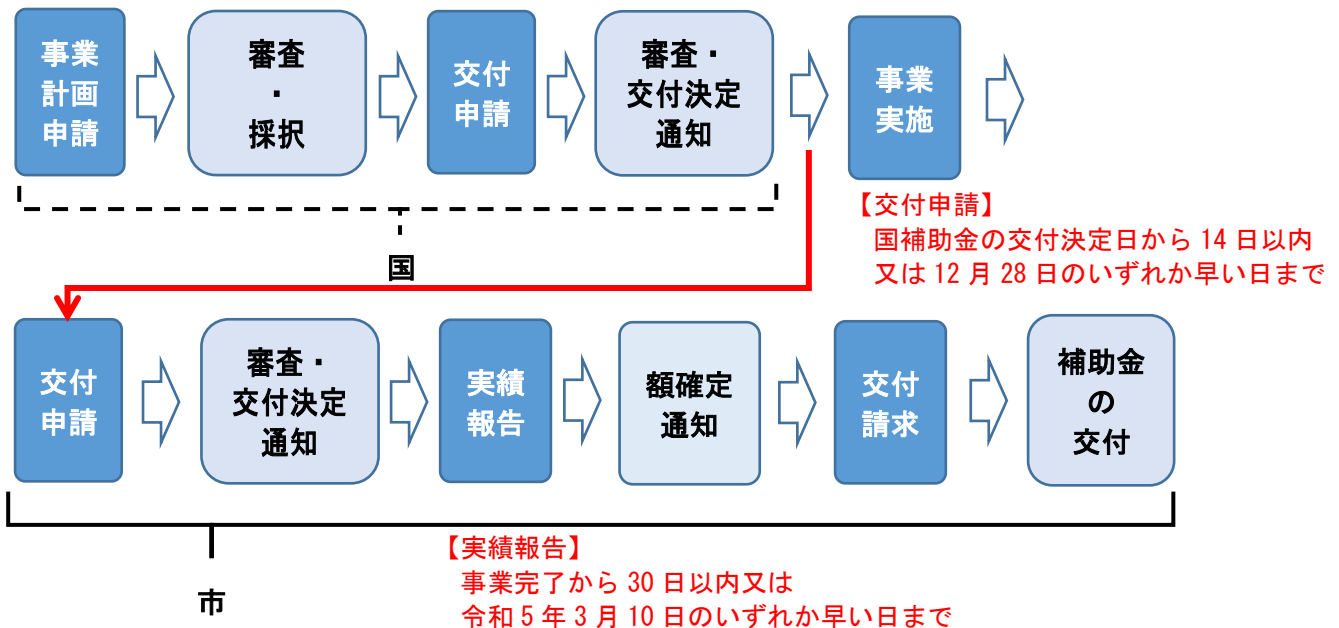
国補助金名称	申請類型		補助率	補助上限額
事業再構築補助金	最低賃金枠 回復・再生応援枠		10%	500万円
	通常枠 大規模賃金引上枠 グリーン成長枠		20%	
ものづくり・商業・ サービス補助金	通常枠 回復型賃上げ雇用拡大枠 デジタル枠 グリーン枠		20%	400万円
持続化補助金	通常枠		20%	10万円
	成長・分配強化枠		20%	40万円
	新陳代謝枠		20%	40万円
	インボイス枠		20%	20万円
IT導入補助金	デジタル化 基盤導入類型	ITツール ～50万円以下	10%	10万円
		ITツール 50万円超～350万円	20%	70万円
		PC等	20%	2万円
		レジ等	20%	4万円
事業承継・ 引継ぎ補助金	創業支援型 経営者交代型 M&A型 専門家活用型		20%	120万円
	廃業・再チャレンジ支援型		20%	30万円

※国の補助金の公募要領、交付規定により変更となる場合があります。

第Ⅱ部 申請手続きの概要

1 手続きの流れ

本補助金の受給の手続きは、おおむね次のような流れとなります。



交付申請は国補助金の交付決定日から14日以内または令和4年12月28日のいずれか早い日まで随時受け付けています。

補助事業を完了したときは、補助事業完了から30日以内又は令和5年3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

2 交付申請に必要な書類

- (1) 第1号様式 瀬戸市コロナ克服事業者応援補助金交付申請書
- (2) 国補助金の交付決定通知（写し）
- (3) 事業計画等、国補助金の申請に当たり国へ提出した書類一式（写し）
- (4) 会社概要（会社案内、パンフレット等）
- (5) 補助対象経費内訳表（瀬戸市を含む複数市町村で補助事業を実施する場合のみ）

必要な添付書類

- (6) 申請チェックリスト

3 受付期間

国補助金の交付決定日から14日以内または令和4年12月28日のいずれか早い日

第Ⅲ部 交付決定後の手続き

1 交付決定

審査終了後、交付を決定した事業者には交付決定通知書を送付します。

市の交付決定を待たず、国補助金の交付決定日から令和5年2月28日までに事業を開始し完了してください。

2 事業計画内容の変更等

交付決定を受けた後、事業計画が変更となる場合または補助事業を廃止する場合は、事前に承認を得なければなりません。国補助金の公募要領及び交付規定に従い変更届等を提出した場合には、遅滞なく瀬戸市にも変更届等を提出し、承認を得てください。

3 実績報告

補助事業を完了したときは、補助事業完了から30日以内又は令和5年3月10日のいずれか早い日までに、国へ提出した実績報告書類一式の写しを添えて、実績報告書を提出しなければなりません。補助金の支払いは、瀬戸市による事業内容の審査と経費内容の確認等を行ったうえで、交付すべき補助金の額を確定した後の精算払いとなります。

4 申請に必要な書類

- (1) 第6号様式 瀬戸市コロナ克服事業者応援補助金実績報告書
- (2) 実績報告等、国補助金の実績報告及び額の確定に当たり国へ提出した書類一式(写し)
- (3) 契約書・発注書等の写し
- (4) 経費の支払を証明する書類の写し
 - ※私的経費と合わせて購入したものは補助対象外です。
 - ※対象経費の具体的内容(内訳と数量等)が明確になっていることが必要です。具体的な内容が分からない領収書等の場合は、内容の分かる書類(納品書等)を合わせてご提出ください。
 - ※税込額のみ記載の領収書等の場合は、1.1で除した額(小数点以下切り捨て)で記載ください。
- (5) 補助対象事業状況が分かる書類(写真等)
- (6) 補助対象経費内訳表(瀬戸市を含む複数市町村で補助事業を実施する場合のみ)
- (7) 申請チェックリスト

5 交付請求

補助金確定通知を受けた補助対象事業者は、速やかに交付請求書を提出しなければなりません。

- (1) 第8号様式 瀬戸市コロナ克服事業者応援補助金請求書
- (2) 振込先口座が分かる書類※口座番号、口座名義(姓)が分かる通帳見開きページの写し等

6 国補助金の交付決定取り消し等

国補助金の交付決定が取り消しとなった場合又は国補助金の受給後交付決定取り消し等に伴う国補助金の返還又は国補助金相当額の納付を行った場合は、速やかに瀬戸市へ報告すること。

7 補助事業者の義務(交付決定後に順守すべき事項)

取得財産のうち、単価50万円(税抜き)以上の機械等の財産又は効用の増加した財産(処分制限財産)は、処分制限期間内に取得財産を処分(①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等)しようとするときは、事前に瀬戸市の承認を受けなければなりません。

第Ⅳ部 その他申請に係る事項

1 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**原則郵送**といたします。申請に必要な書類一式を、次の宛先まで送付して下さい。申請は締切日必着です。ご注意ください。

郵送での提出が困難な場合は、市役所産業政策課（平日のみ）で受付いたします。
（受付時間は8時30分から17時15分まで）

- 申請書等の様式は、瀬戸市のホームページからダウンロードできます。
- 提出時には**必ず控えをとり**各自保管して下さい。

申請書類の送付先

〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1
瀬戸市 産業政策課
瀬戸市コロナ克服事業者応援補助金担当 宛

注意：切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※郵送する際は、簡易書留など郵便物の到達について確認できる方法で送付いただくと確実です。

2 その他

交付決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は補助金を返還しなければなりません。